

平成23年度 包括外部監査の結果に基づく取組状況

(平成26年3月31日現在)

特定の事件 契約に関する事務の執行について

I 個別事案

個別事案 1 大津市庁舎警備業務委託

1 意見

(報告書35頁)

(1) 1者特命の随意契約について

当該警備業務は機械警備と人的警備に区分することができるが、大津市庁舎警備業務については、現受託業者が昭和50年に機械警備の機械を持ち込んで以来、警備機械が受託業者の所有であることを主たる理由として機械警備も人的警備も1者特命随意契約が行われている。

しかし、このような考えに基づき随意契約を行えば、当初機械を持ち込んだ業者が長期にわたり委託契約を継続することになり、警備業務は一般的な業務であるにもかかわらず随意契約が継続されてきた。機械があったから随意契約が継続されたのか、随意契約を継続したいがために、機械を設置し続けたのかは不明であるが、昭和50年から現在までの間には機械の更新も行われたであろうし、その際に契約の見直しを行うことは可能であったはずである。

適正な競争を確保するためには、機械の設置と人的警備は区分して委託業務の契約を行い、各々競争原理が働く方法で委託業者の選定を行うことが望まれる。

(講じた措置の内容)

平成24年度は、警備業務を人的警備と機械の設置に区分し、人的警備については、指名競争入札により委託業者を決定し、長期継続契約を締結しています。

また、機械の設置については、現在の機械が平成23年4月に設置された新しい機械であるため、平成24年度から3年間、随意契約による賃貸借契約を締結しました。今後、機械更新を行う時点で、再度、契約方法を見直します。

(総務部 管財課)

個別事案 2 昇降機保守点検業務委託について

1 意見

(報告書37頁)

(1) 1者特命の随意契約について

昇降機の保守点検業務を行う業者は、メーカー等のほか、メーカーとは直接関係がない独立系の業者も存在する。しかし、大津市ではすべてメーカー等と1者特命によ

る随意契約を行っており、他の業者からの見積書も徴収していない。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠にする場合には他社の見積書の徴収は不要であるが、昇降機保守点検業務は果たして同条項に該当するものかどうか疑問が残るところである。大津市の施設のうち指定管理者制度を導入し外部業者に委託している施設の中で、エレベーターの保守管理業務を含めた設備保守管理をメーカー等以外の業者に委託し、エレベーター部分はメーカー等以外の業者に保守業務を行わせることでエレベーター部分の委託料が約 82%となっている事例がある。メーカー等とそれ以外の業者の業務内容を比較検討し、内容、価格、品質面等を総合的に判断した上で委託業者が決定できるよう、メーカー等以外の業者から見積書を提示してもらうか、プロポーザル方式で委託業者を選定することを検討されたい。

(講じた措置の内容)

昇降機の安全確保は設置者の責務であることから、保守点検業務の委託業者の決定に当たっては、安全性を確実に担保できることが必要な条件と考えています。

過去、東京都で起きた昇降機の死亡事故においては、当初、過失責任が製造業者と保守業者のどちらにあるのか不明確であったため、その事故を機に、本市では、昇降機の保守点検業務は瑕疵担保責任を明確にするため、当該機器の製造業者と随意契約をしています。

中核市の状況を確認したところ、競争入札を実施している市は少なく、製造業者以外の業者が保守を行うことについては課題も踏まえ、今後も調査・研究していきます。

なお、コスト縮減を図るため、随意契約を行う場合には、積算システムを利用して見積金額の妥当性を確認するとともに、長期継続契約を活用して価格交渉を行うよう「入札・契約マニュアル」に記載し、平成 25 年 1 月 22 日に開催した「入札・契約に関する職員研修会」において周知しました。

(総務部 契約検査課)

個別事案 3 志賀聖苑火葬炉設備煉瓦全面積替その他工事 (4 号炉)

1 意見

(報告書 39 頁)

(1) 入札方式について

請負業者である A は、C に下請け工事を発注しており、発注金額は 11,000 千円であり、請負金額 12,311 千円の 89.3%にあたる。C は、志賀聖苑火葬炉の建設業者であり、特許等の関係もあり前年度までは火葬場の煉瓦改修工事は C に随意契約で発注されていた。平成 22 年度は、随意契約をできるだけ避けるため、受注希望型指名競争入札により業者選定が行われているが、結果的には請負業者は C に工事の大部分を下請けに出し、請負業者の業務としては C の進捗管理及び工事内容のチェックが主な業務になっている。

実質的な工事は、C が行わざるを得ないのであれば、形式的に指名競争入札にする意

義があるのか疑問であるばかりではなく、かえってコスト高になる可能性もある。

1者による随意契約は競争の原理が働かず好ましくないため、それを改善しようとした点は評価できるが、本当に競争原理を働かせるためには、Cと同様の業務を行いうる業者を指名し、Cと競争を行わせることにより競争を行うべきである。大津市内業者に限定される受注希望型指名競争入札方式ではなく、指名競争入札（従来型）を検討すべきである。

（講じた措置の内容）

当該工事は、これまで随意契約していましたが、特許の有効期限切れにより随意契約する理由が無くなったため、受注希望型指名競争入札に切り替えたものです。

建設工事の発注においては、地域経済の活性化、雇用の促進、地元企業の育成といった面で市内業者を優先するよう心がけており、市内業者に発注するという点で受注希望型指名競争入札は有効な施策であると考えています。

また、コストについては、入札結果を確認すると最低制限価格付近で落札されていることから競争性が発揮されており、コスト高にはなっていないと考えています。

以上のことから、同種工事の入札方式については、引き続き受注希望型指名競争入札にて実施していきますが、今後、落札額が高くなった場合は入札方式を見直すなど適切な事務の執行に努めていきます。

（総務部 契約検査課）

個別事案 4 平成22年度児童クラブの間食提供委託事業

1 意見

（報告書41頁）

（1）随意契約とする理由について

プロポーザル方式を採用し、広く業者の募集を行った上での随意契約が行われている。

しかし、現実には午後2時から午後3時半というかなり限定された時間内に、広く分布している大津市内の35児童クラブに間食の配送を行うというのは業者が限られてしまい、その中からの随意契約ということであれば、業者が固定化してしまう。

入札するための方策として、仕様書で均一化を図った上で35の児童クラブをいくつかエリア分けし、それぞれのエリアで入札することを検討されたい。その結果、全区域同一の業者が請け負っている現状に比べればスケールメリットはなくなるが、反面、輸送距離が短くなり、環境面からも、配送コストの面からも良い効果が生まれると考えられる。

（講じた措置の内容）

一食当たりの単価が110円であることを考えると、複数業者になることでスケールメリットがなくなり、質、量の低下につながる事が予想されます。さらに、間食の中には調理されたものもあり、食材の管理やアレルギー児童への対応等、安全面における管理が

懸念されることから、現状どおり実施するものとします。

については、平成25年2月に公募型プロポーザル方式を採用し委託業者を決定し、同年4月から3年契約で委託しました。

(福祉子ども部 児童クラブ課)

個別事案 6 大津市観光案内所運營業務

1 監査結果

(報告書48頁)

(1) 外郭団体への1者特命随意契約について

業者選定理由で大津市全体の観光情報やイベント情報をどこよりも早く把握できることから、観光客のニーズに合わせた的確かつ親切な対応が可能な唯一の団体であるとしているが、旅行業者であれば情報収集は当然のことであり、このことが1者特命随意契約を締結し得る理由とはならない。

今後は入札により業者を選定すべきであると考えている。

(講じた措置の内容)

大津市観光案内所運營業務の事業者を広く募るうえでは、公的サービスとして無料による観光情報の提供を行うなかで、様々な事業者が参入できるメリット等の条件整備が必要と考えています。また、これまで同様、市内各地域観光協会との連携も維持する必要があります。もちろん、これまでのサービスの質の維持、さらに、来訪者に満足いただける付加価値の提供も必要であると考えています。そのためには、案内所の配置、案内内容の充実や情報発信機能、付加サービスや自主財源の確保策など、本市における観光案内のあり方について地域観光協会等とも連携し、総合的に検討する必要があります。現時点ではその調査研究に努めているところです。

なお、観光案内所の設置については駅等の施設管理者から賃借する場合があります。当該施設管理者の意向も考慮する必要があることから、その点も課題となります。特に、JR大津駅は現在改修に向けた検討がなされており、観光案内所を含めテナントの配置状況などの計画が未確定であることから、当該計画の進捗を見て大津市観光案内所運營業務の検討が必要と考えています。

(産業観光部 観光振興課)

個別事案 7 北部クリーンセンター運転管理業務

大津市環境美化センターごみ焼却施設運転管理業務

1 意見

(報告書52頁)

(1) 1者特命の随意契約について(包括的な運転業務委託の必要性)

当業務委託がプラント建設以来1者特命随意契約になっている主たる要因は、プラン

トメーカー（あるいはその関連会社）のみが行い得る技術提供とトラブル発生時の緊急時の対応が挙げられる。それに加え、ごみ処理施設の場合には、地元とも協定があり、協定に沿った業務を行う必要があるため、最も安全と思われるプラントメーカー関連会社に包括的に運転業務を委託するということが行われてきた。

この方針は十分理解し得るが、このままでいくとプラント運転業務はプラント建設時からプラントの廃止時までの間、長期（20年～30年程度）にわたり1者特命随意契約を継続しなければならなくならず、発注者である大津市は、大変弱い立場で委託契約を毎期継続しなければならない問題がある。

北部クリーンセンターにおいては、焼却設備運転業務、焼却設備点検整備、設備補修業務、ごみ投入監視業務、日宿直業務、粗大ごみ処理施設運転業務及びプラスチック容器資源化施設運転業務を包括的に委託しており、総計46名の従事者により運営されている。

また、環境美化センターにおいては、焼却設備運転業務、焼却設備点検整備、設備補修業務、ごみ計量業務、ごみ投入監視業務及び日宿直業務を包括的に委託しており、環境美化センターのごみ焼却に関する業務を包括的に委託している状態であり、ごみ焼却業務に従事する29名はBにより提供されている。

運転業務は、すべての業務が密接に関連しているとの理由で包括的に委託されているが、1者随意契約の理由から考えると、プラント全体について技術的に把握している運転者と不測の事態に対応できる技術者が何人かいれば十分である。

1者特命随意契約という極めて不利な交渉条件であることを考えれば、プラントメーカーに発注する部分は高度な技術力を有する中枢部分に限定することができないのか検討されたい。

（講じた措置の内容）

プラント施設の運転は、設備の能力を常に最大限に発揮させることが要求されるものであり、何より作業員の安全を第一としています。日常業務においては、全員が統制された指揮命令系統のもとで常に安全を意識して業務の遂行に当たることが重要となります。

また、センター内の施設は各設備が有機的に連携しており、運転員には施設全体を把握する高い能力のほか、安全への強い意識を全員で共有することが求められます。

したがって、運転業務については、運転員個々の能力を育成するとともに、安全を含めた作業指示の徹底が可能で、プラントの設備能力が最大限発揮できる現在の委託方法が最適であると考えています。

これまでに、設備の運転や能力に直接的に影響を与えることのない機器の点検整備や灰運搬業務等は、既に分離して他業者に委託しており、今後も、安全面のほか経済性にも十分考慮しながら分離可能な業務について検討していきます。

（環境部 北部クリーンセンター・環境美化センター）

個別事案 8 臨湖団地1号棟101号室空家修繕工事
臨湖団地2号棟517号室空家修繕工事

1 意見

(報告書56頁)

(1) 工事内容について

「契約の概要」に記載の通り空家修繕工事としては高額なものとなっている。見積書を3者から徴取した上で、建築課での金額を査定を行っていることから工事金額そのものは妥当であると判断できる。しかし、そもそも大津市が負担している修繕工事に借主が負担すべきものが含まれていないかどうか、今後の修繕工事についても留意を要する。

(講じた措置の内容)

空家修繕工事は、従前の入居者が退去し、次回の空家募集に付すために行うものであります。これまでも、従前の入居者が退去する際には、住宅課職員がその部屋に出向き、入居者の負担となっている畳の表替や襖の張り替えの確認を行うとともに、チェックシートに基づき、玄関・浴室等の汚損具合から修繕の必要性を判断しているものですが、当該チェックシートに借主負担による修繕にかかる確認欄を設け、借主の責に帰すべき事由による費用については、職員間で相互に確認し、適正に借主負担を求めています。

(都市計画部 住宅課)

個別事案 9 都市公園施設維持業務

1 監査結果

(報告書59頁)

(1) 外郭団体への1者特命随意契約について

当該業務を長期間にわたって緑地協会との1者特命随意契約を締結している理由は上記「1. 契約内容 (3) 随意契約の理由並びに業者選定理由」に記載しているが、公園の維持管理業務については、当協会でなければならぬ特別の理由は見当たらず、内容そのものは対応可能な業者もあると思われる。入札等により業者を選定すべきであると考え。

(講じた措置の内容)

平成25年度は、公益財団法人大津市公園緑地協会との1者特命随意契約を締結しましたが、平成26年度に向けては、指定管理者制度を活用して、次期指定管理者(平成26年度から30年度まで)を公募により選定しました。応募者は当協会のみのお誘いでしたが、大津市都市計画部指定管理者選定委員会での厳正な審査の結果、管理運営水準を満たしていると判断されたため、同協会を指定管理者として決定しました。

(都市計画部 公園緑地課)

(報告書 59 頁)

(2) 完了報告及び検査について

現在、契約書で要求されている完了報告に基づく検査は実施されていない。

委託料を支出するに当たっては、契約書に基づく業務が確実に履行されているか否か適正に検査を実施されたい。

(講じた措置の内容)

完了報告及び検査については、前年度以上に、公園ごとに清掃、修繕等を記載した月例報告書を提出させ、書面及び写真並びに現地確認を行い、業務の履行確認を行いました。平成 26 年度からは、指定管理者制度を導入し、さらに適正な監督及び指導並びに検査を実施していきます。

(都市計画部 公園緑地課)

2 意見

(報告書 60 頁)

(1) 委託業務の分割について

監査結果(1)において「入札等により業者を選定すべき」と記載したが、これだけの規模の業務を一括で受注できる業者は他にないかもしれない。しかし、緑地協会においても多くの業務を再委託していることは前に述べたとおりである。これら再委託先の業者と大津市が直接契約を締結し、協会にはその管理業務を委託するという形式も可能ではないかと思われる。地域あるいは業務別に分割して入札等により業者決定すれば、競争の原理に基づく経費の削減や公平性及び透明性の確保が図れることとなり、管理業務も入札を実施することが可能となるかもしれない。仮に管理業務について応札する業者がなかったとしても随意契約の部分は最小限にとどめられると思われる。管理業務受託者にノウハウがあれば大津市内の公園の管理水準を一定に保つという要請に対しても応えることができる。

以上の理由から当該業務に関して、競争の原理に基づく経費減や公平性及び透明性の確保のため全体を一括して契約するのではなく業務を分割した上で、入札等による業者選定を検討すべきであると考えます。

(講じた措置の内容)

平成 25 年度は、指定管理者制度を活用することで、課題の解決に当たりました。

指定管理者(平成 26 年度から平成 30 年度まで)の選定に当たり、市内での管理水準の統一化や経費の縮減などの観点から、213 都市公園を一括にして公募しました。

なお、選定委員会での厳正な審査の結果、公益財団法人大津市公園緑地協会を指定管理者として決定しました。

(都市計画部 公園緑地課)

(報告書60頁)

(2) 緑地協会における当該委託業務の収支について

1. 契約内容(6) 緑地協会における業務執行状況に記載のとおり、当該業務に関しては、事業活動外支出21,920千円、収支差額11,572千円が計上されている。事業活動外収支は当該業務以外の目的での支出であるため収支差額との合計である33,492千円が当該業務を受託したことによる緑地協会での利益であると考えられる。

これが適正な競争入札により落札された結果、生み出されたものであれば企業努力により獲得された適正な利益と考えることができるかもしれないが、大津市の100%出資の外郭団体に対する1者特命の随意契約であるということを考慮すると、委託料として支出された金額の一部が外郭団体に留保されているともいえる。

緑地協会の適正な利益確保を否定するものではないが、過去の緑地協会における実績額を考慮して設計額を積算し、委託料の減額に努めるべきである。

(講じた措置の内容)

委託料の設計、積算については、公益財団法人大津市公園緑地協会における実績額を考慮するとともに、業務ごとに内容を精査し、適正な設計、積算に努めました。その結果、平成23年度以降、委託契約額を減額することができました。

また、平成25年度は、指定管理者制度を活用して、次期指定管理者(平成26年度から平成30年度まで)を公募、決定しました。

(都市計画部 公園緑地課)

個別事案 10 柳が崎湖畔公園護岸整備工事

1 意見

(報告書64頁)

(1) 総合評価方式について

総合評価方式による入札では、技術提案等その他の要素も含めて総合的に評価されるため、単に価格が低だけの業者は落札できないという長所がある。しかし、技術提案については、評価する項目、配点等によって特定の業者が有利となるように導くことは可能であると思われる。総合評価方式について評価選定基準に恣意性が介入しないよう留意されたい。

(講じた措置の内容)

総合評価方式における評価選定基準の作成に当たっては恣意性が介入しないように、国のモデルを参考にした上で学識経験者2名の意見を伺っています。また、技術提案の審査に当たっても業者名を伏せた上で公平・公正に審査しています。

今後も総合評価方式の実施に当たっては恣意性が介入しないよう適正に行っていきます。

(総務部 契約検査課)

個別事案 12 ガス普及促進員訪問業務委託

1 意見

(報告書69頁)

(1) 1者特命の随意契約について

受託業者からの毎月の委託業務処理報告は、主に巡回訪問実績とアンケート調査による「お客様の声」の要約が記載されている。アンケート調査の取りまとめ以外には、当該委託業務における専門性はあまり見出すことは出来ず、1者特命随意契約の理由には当たらないと考える。

(講じた措置の内容)

平成25年度については、業者選定条件を見直し、一般競争入札により実施しました。平成26年度以降については、企業局機構改革によりガス普及促進室を設置し、業務委託方式をとりやめ企業局職員による直接顧客訪問に変更します。

(企業局 営業開発課)

(報告書69頁)

(2) ガス普及活動の見直し

国内において、ガス事業を直営で行っている自治体は数少ないが、全国的にオール電化へ移行する家庭が多いなか、大津市においてもガスの普及活動は非常に重要なものである。大津市も人口は増加しているものの、ガス需要家戸数は微増である状況を踏まえ、このような普及活動は欠かせないものと考えている。

しかし、当該委託事業における訪問件数52,488件のうち、対面した件数は27,638件であり、対面率は52.7%で、アンケート取得率は43.0%(22,575件)であった。訪問時のアンケート調査や普及活動にどれだけの時間を要しているのかは不明であるが、効率が良いとは言い難い事業となっている。訪問の時間帯に原因があり、共働きなどで日中留守がちな家庭が増えている状況で、日曜日、水曜日並びに祝日を除く10時から16時では、対面率も上がらないと考える。

アンケート結果でも、一般家庭におけるオール電化志向は強いようであり、ガス普及活動事業の高額な委託料を考慮し、もう少し効率的な事業内容や、ガス普及活動そのものを見直す必要があると考える。

(講じた措置の内容)

ガス普及促進員訪問業務は、昨今のエネルギー競争が激化している中で、都市ガスの普及活動として欠かせないものと考えています。家庭用契約件数は、平成19年度をピークに、毎年減少傾向でしたが、平成24年度に続き、平成25年度も対前年度比プラスを維持することができました。このことは、当該業務を継続した成果であると考えています。

また、平成25年度は過去の実績から、より効率の良い訪問活動を行い、拡張地区を中

心に巡回を強化したことにより、他燃料から都市ガスに切り替える顧客数も着実に伸ばせました。

平成26年度からは、企業局職員による直接顧客訪問に変更し、ガス需要者の皆様に、より満足していただけるサービスを提供してまいります。

(企業局 営業開発課)

個別事案 13 大津市公共下水道汚泥焼却施設運転管理業務委託

1 監査結果

(報告書73頁)

(1) 再委託に関する協議について

公社は昭和53年に大津市の100%出資により設立された財団法人であり、主な業務は産業廃棄物の処理である。市からの派遣による局長と嘱託若しくは臨時職員9人～10人で構成されている。

市は公社へ当該業務を一括委託しているが、公社は業務の大半を民間企業へ再委託している。本業務の主要業務である本焼却施設の運転操作や維持管理は本焼却施設を設置したメーカーの子会社であるAが実際の業務を行っている。

当該委託業務の契約書には、再委託の場合には市と公社とで協議をしなければならないとされているが、担当課によれば、特に協議の場を設けておらず、口頭での打合わせで終わっており、協議の議事録等はないとのことである。

当該委託業務の主要業務である焼却施設維持管理業務は一式93,090千円で、数年間同一金額の契約で見直しも積算も行われた形跡はない。

担当課によると、市はあくまで公社との委託契約であり、公社と各民間業者との委託契約には直接関わっていないとのことであるが、結果的には、再委託への協議もなく、金額の見直しも行われていない状況では、公社への委託料が適正か否かの疑問は大いに残るところである。民間業者への直接委託も可能な業務について、これまでに公社を経由させてきた市の経緯もあるだろうが、契約書を遵守し、再委託契約における協議を行い、一つ一つの業務について積算を行うべきである。

(講じた措置の内容)

平成23年11月末に公社が解散したため、当該業務委託は終了しました。その後の業務は、同年12月から平成24年3月までについては、水再生センターが直接行い、平成24年度からは、県の湖西浄化センターにて流域下水汚泥処理事業(県市共同処理)として水再生センターから発生した汚泥を処理・処分しているため、焼却施設運転管理業務委託は終了しています。

(企業局 水再生センター)

2 意見

(報告書 73 頁)

(1) 再委託先との工事契約について

監査結果(1)に表記した再委託先 A と大津市との間で汚泥焼却施設 2 号炉補修工事に関する工事請負契約が行われている。工事概要は定期的に行われている部品交換や棄損部分の補修工事であり、工事契約金額は 20,895 千円(追加補修工事が最終契約金額は 21,893 千円)である。この補修工事を受託したのは、前述の A であり、1 者特命随意契約となっている。

随意契約理由書にもその工事の特殊性は記載されているが、担当課によれば、汚泥焼却設備は特殊な設備であり、本設備の設置メーカーの関係メンテナンス会社以外に補修工事を受注できる業者はおらず、また、本工事期間中は設備の運転を休止するため、工事完了後における運転点検も重要である事などを考慮すれば、安心して工事発注できる A との 1 者特命随意契約は妥当であるとの回答であった。

本焼却施設の運転管理を委託している理由のみで、補修工事も当然 A に発注することにはならない。他の業者も施工可能と思われるので本工事契約でも入札を検討されたい。

(講じた措置の内容)

水再生センターから発生した汚泥については、平成 24 年度から県市共同処理として県の湖西浄化センターにて行っているため、大津市公共下水道汚泥焼却施設は、平成 23 年度末で稼働を停止し、当該工事はなくなりました。なお、当概施設は平成 25 年度末に全面解体撤去を完了しました。

(企業局 水再生センター)

個別事案 14 水道・ガス修繕及び保安業務委託

1 意見

(報告書 78 頁)

(1) 保安業務の内容について

本委託業務の主要な業務内容は、24 時間体制で対応する修繕業務である。そして、その修繕業務の一次処理班として常に 1 班 8 名体制の保安体制が必要であり、平日の日勤は市職員 8 人で賄うが、夜勤などは P I O の社員 3 名が保安体制の一員となる。

また、本委託契約には、休日の 8:40~17:25 の修繕二次処理班 2 名が待機する保安業務があるが、同じ時間帯に P I O は修繕業務に備えて勤務体制を整えていることや、保安業務は平日の同時間帯には設定されておらず休日のみ設定されていることから、この保安業務に対する委託業務は必要かどうか疑問である。

担当課からすれば休日の昼間は修繕が多く、この保安業務で 2 名が待機していることで何かあった時には直ぐに駆けつけてくれるとのことであるがその必要性和コストにつ

いて改めて検討されたい。

(講じた措置の内容)

平日の昼間は、PIOの営業時間であることから、保安要員を拘束せずとも速やかに緊急修繕の体制が確立できますが、休日や夜間については、PIOは休業していることから、修繕体制を整えるには相応の時間を要することとなります。

改めて、休日昼間における保安業務の検討を行いました。事業者として、ライフラインの不測の事故への迅速な対処と二次災害防止の責務を果たす上で、可能な限り費用を抑制して対応するには、お客様からの事故等の通報の多い時間帯に限り、2名の緊急要員を待機させる現在の「保安業務」の体制が最善であると判断しているところです。

ただし、「保安業務」の待機料については、見直しを行い、平成25年4月1日からの契約において、実情に即した支払い方法に変更しています。

(企業局 安全サービス課)

個別事案 15 水道・ガス・下水道料金システム運用管理業務委託

1 意見

(報告書81頁)

(1) 委託料について

委託料は毎年、担当課において設計額の積算が詳細に行われており、手続き的には問題がないと考える。しかしながら、上記設計額の積算根拠を見ると全体的に割高な積算になっているように思う。例えば、料金システム運用業務では、配達、用紙保管、印刷処理の項目ごとに経費加算率が見込まれ、諸経費が加算された見積りとなっている。また、人件費の積算も技術者の人件費単価を用いているが、配達以外の作業は機械(パソコン)が行う状況を考慮すれば、単価的にも作業時間的にも見直す余地はあると考える。特にサーバー管理等に係る部分の月額設計額のうち、人件費が9割程度を占め、サーバー管理やヘルプデスク業務だけで、本当にこれだけの人件費が必要となるのか、大いに疑問が残るところである。

担当課によれば、Aへの立ち入り検査も行っており、実質の作業内容や作業時間も検討し、委託料金についても折衝は行っているとのことである。

(講じた措置の内容)

当該業務委託の設計のうち人件費単価については、財団法人経済調査会による「積算資料」の技術者単価を準用し、一定の妥当性をもたせています。また、業務内容に対する員数や業務所要時間については、実績データを取得し、設計との整合性の検証を進めるとともに、業務の執行にかかる員数、所要時間について低減してなお成果を維持できる効率的な業務の執行を指導しました。これにより、平成24年度の業務委託料は平成23年度契約額と比較し2,000千円の減額、平成25年度の業務委託料は平成24年度契約額と比較し、更に2,000千円の減額を達成しました。

平成26年度後半からは、当該委託契約から納付書等の印刷業務を外し、競争入札により印刷業者へ発注することで、経費削減に努めてまいります。

(企業局 料金課)

(報告書82頁)

(2) 1者特命の随意契約について

担当課によれば、当該料金システムの特異性から、Aが開発した現在のソフトに代わるソフトがないとのことで、開発業者であるAに頼らざるを得ない状況は十分理解できるところである。しかし、毎年の委託業務料も高額であり、サーバー管理やトラブル対応に高い経費のかかるシステムの仕組み自体を見直す必要があると考える。担当課によれば、現実にシステムエラーもあり、開発から5年も経過している現在でも改善の余地があるとのことである。

さらに、当該システムはAが納付書などを印刷し、市役所へ配達することとなっているが、この印刷業務を市役所内で行う事も可能と考える。平成16年度の初期開発以降、プログラムの改修は行われているもののソフト自体の開発は行われていないが、コンピュータソフトの開発も日々進んでいる状況を踏まえ、ソフトの更新やシステム全体の業務振り分けを見直し、少しでも開発業者以外の業者も参入できる環境を整え、ランニングコストを削減できるような委託業務契約の検討をされたい。

(講じた措置の内容)

企業局では、水道料金、下水道使用料、ガス料金を一括して請求することで収納コストを削減しています。しかし、水道、下水道、ガスを一括管理できるパッケージソフトがなく、独自のシステムを構築し、改修を重ねて現在に至っていることから現委託業者との1者特命随契を行ってきたところです。

しかしながら、開発後一定期間が経過していることから、水道、ガス、下水道料金システムの再構築に向けて現行業務やシステムが抱える課題を整理し、再構築実施計画及び情報システム調達準備を行うための業務を今年度に外部委託することとしています。

また、ご指摘の納付書等の印刷業務については、印刷機器と用紙保管を含めた庁内作業スペース等を検討した結果外部委託が最適であるとの判断から、平成26年度後半より、納付書等の印刷業務を当該委託契約から外し、競争入札により印刷業者に業務を委託する予定です。

(企業局 料金課)

個別事案 22 大津市民病院における委託契約について

1 意見

(報告書97頁)

(1) 随意契約の見直しについて

これまで、大津市民病院では委託契約について安易に継続して随意契約を締結してきたが、上記の臨床検体検査業務のように見直しを行い、入札等を実施することでコストを削減することができた事例もあった。

命や健康を預るといふ病院の特殊性から、業者選定については、慎重になることはやむを得ない。しかし、契約を長期間継続すれば馴れ合いが生じ、コスト削減の意識が低くなる可能性もある。これまでのように継続することを前提に業者を決定するのではなく、業者の変更を念頭に置きながら最善の選択を行えるよう業者選定に取り組まれない。

(講じた措置の内容)

平成23年度には、経理課資材係を契約係に改めて1名増員し、院内での契約業務に関し、業者選定にかかる業務を分担し、組織としてチェック機能を持たせることとしました。

また、「委託契約等マニュアル」を策定し院内の共通認識を高め、契約業務の透明性、公平性についても更に高めていくよう努めてきました。さらに同年度において、これまで随意契約であった委託業務のうち9件、平成24年度においては2件、平成25年度においては1件について入札に改めました。さらに、平成24年度において、新たに2業務を長期継続契約ができる業務に追加し、契約期間を定めました。また、2業務の長期継続契約期間を3年から5年に変更し、最適な業務の継続期間とすることにより、競争性の確保、コストの削減に取り組みました。

また、平成26年度からは委託契約のみならず賃貸借契約についても契約方法を見直すこととし、経営改善に寄与するよう努めていきます。

(市民病院事務局 経理課)

個別事案 23 大津市立介護老人保健施設ケアセンターおおつ食事調理業務

1 意見

(報告書99頁)

(1) 食材料費について

契約上、材料費は食材料仕入額が所定の食材料単価になるよう素材の選定を行うとされており、同施設担当者は、毎月食材料の納入業者からの納品書を委託業者から提出させて確認と集計を行っている。平成22年4月から平成23年3月における委託業者の食材料仕入額は、大津市が支払う所定の食材料額の約88.9%となっており、結果としてその差額が業者の利益となっている。

契約内容を吟味した結果、現契約では法的に食材料費の差額の返還を求めることは困難であると解釈する。

しかし、良質な給食の提供を維持するためには、契約内容を見直し、実費精算方式あるいは許容限度設定方式を検討すべきである。

なお、実費精算方式とは、食材料費部分を完全に実質精算するか、大津市から食材を直接支給する方式であり、許容限度設定方式とは現状の方法を継続した上で「食材料仕

入額÷支払食材料額」が一定の比率（＝許容限度）を下回った場合にはその改善を申し入れ、改善されない場合には契約を解除し食材料仕入額と支払食材料額の差額の返還を求めることができる旨を明記する方式である。

（講じた措置の内容）

平成25年7月に食事調理業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により決定し、1食ごとの単価設定を行い、食数の実績に基づき委託料を支払う契約としました。結果、平成25年10月分からの委託料については、これまでより安価な額となりました。

（ケアセンターおおつ 業務課）

（報告書100頁）

（2）随意契約とする理由について

①の契約については、随意契約の理由が適正でなく、さらに、この委託業者としか契約できない業務の特殊性があるとは言い難い。よって、この食事調理業務の性質又は目的が競争入札に適さないとする理由はないと考えられるので、今後は入札を検討すべきである。

ただし、①の契約を踏まえて行った②の契約においては、指名競争入札制度に準じた方法により11者の見積照合を行い、結果として同者と長期継続契約を締結している。その結果、前契約金額より一年間換算で委託料が1,887千円削減できている。

（講じた措置の内容）

平成25年7月に食事調理業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により決定し、1食ごとの単価設定を行い、食数の実績に基づき委託料を支払う契約としました。結果、平成25年10月分からの委託料については、これまでより安価な額となりました。

（ケアセンターおおつ 業務課）

個別事案 24 小額随意契約に関する検討事案

1 意見

（報告書104頁）

（2）1つの業務を2つに分割して発注している可能性のある事例

上記2（1）委託契約のNo.4. と同5、同6と同7、同8と同9、同10と同11は業務の受託業者が同一であること並びに業務内容の類似性から、一つの業務を二つの業務に分割したのではないかと疑問を抱く事案である。つまり、当初の業務では小額限度額を超えるので、業務を分割し競争入札を避け、小額随意契約とした可能性を否定できない。各担当課の説明によれば、それぞれ理由はあるものの、「業務の場所が同じ」、「作業内容が同じ」に近い状態で、作業の効率性からは、むしろ同一業務として発注した方が良かったと考えられる業務内容である。

仮に業務の分割発注が事実なら、大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドラインの

「本号に該当させるため、作為的に分割して契約する行為は厳に禁止するものとする。」の規定に違反するものである。

(講じた措置の内容)

小額工事における「作為的な分割発注の禁止」については「大津市小額工事(委託)の随意契約ガイドライン」及び「入札・契約マニュアル」に記載するとともに機会あるごとに指導しています。今後も引き続き周知徹底に努めていきます。

(総務部 契約検査課)

真野浜湖岸清掃業務や真野浜観光便所清掃業務については、市営真野浜水泳場の開設事業と関連させて業務の見直し等の検討をしてきましたが、真野浜水泳場の開設が民営となったことから、当該2つの事業について引き続き業務の見直しを検討しています。

(産業観光部 観光振興課)

大谷旧東海道ふれあい公園の委託については、当地が山間部で起伏が大きく、横断・縦断測量の間隔や幅が大きく変わる場合があることから、その間隔や幅を決定するために先行して地形測量を実施したものです。そして、これらのデータを基に検討を行い、路線測量を行ったことから、今回の委託業務については、別の契約と考えています。

(産業観光部 農林水産課)

個別事案 25 工事請負契約のうち落札率が高い契約に関する検討事案

1 意見

(報告書110頁)

(2) 予定価格事前公表の是非について

予定価格を事前公表することについては、意見が分かれるところであるが、国は平成20年3月に「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」を公表し、予定価格の事前公表を取りやめるか、又は、事前公表を行う場合にはその理由を公表することとした。

それに対して、大津市では平成13年6月より建設工事の入札における予定価格の事前公表を実施しており、予定価格の事前公表を実施することに問題がないことを確認し、平成20年12月に予定価格の事前公表を継続する理由が次のとおり公表された。

工事入札における予定価格事前公表の継続実施について

平成20年12月

大津市では平成13年6月より建設工事の入札における予定価格の事前公表を実施していますが、検証を行った結果、問題がないことを確認しましたので、予定価格の事前公表を継続いたします。

1. 予定価格事前公表の経過・背景及び期待される効果・問題点

(1) 経過及び背景

公共工事の入札及び契約制度の改善については、平成13年4月に「公共工事の入札契約及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、さらにこの入札契約適正化法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する適正化指針」が閣議決定されております。大津市では全国的に公共工事にまつわる不正行為が後を絶たないことから、平成13年6月から予定価格の事前公表を実施しました。

全国的にみても公共工事の調達にまつわる不正行為・不祥事は依然として後を絶たず、これら公共工事の調達をめぐる不正行為・不祥事は、公共工事に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、極めて憂慮すべき事態であります。

(2) 期待される効果及び問題点

一般的に予定価格の事前公表は、透明性の向上により事前に予定価格を探ろうとする不正な動きを防止するという効果が期待される反面、次の3つのおそれがあるとされています。

ア 落札価格の高止まり

イ 入札参加者の見積努力の阻害

ウ 談合の助長

2. 問題点の検証結果について

指摘されている3つのおそれについて、大津市が該当しているか否かの検証を行いました。

(1) 落札価格の高止まりについて

平均落札率の推移について検証しましたが、平均落札率は下落傾向であり、落札価格の高止まりは認められませんでした。

平均落札率の推移

年度	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
落札率	91.96%	90.74%	86.25%	84.93%	87.16%	89.22%	83.59%	82.63%

(2) 入札参加者の見積努力の阻害

入札制度の観点から入札参加者の見積努力を阻害しているかについて検証しましたが、見積努力の阻害は認められませんでした。

大津市では開札時に積算内訳書の内容を確認することで、業者の積算能力の把握に努めています。この積算内訳書は入札書記載金額、つまり入札者の最終意思表示の根拠となるものであります。

なお、入札書記載金額は、入札者が何らかの経済的事情（施工地が近くにある、資材を他者より安く調達できる、または採算が得られる最低限の価格で入札するかもしくはある程度利益が見込める価格で入札するか等）を考慮し、建設業法等の諸法令に反しない範囲で自由に意思決定した結果であると考えています。

(3) 談合の助長

平成13年度から平成19年度まで検証しましたが、談合を容易にしたり助長したことは認められませんでした。

平成13年度から平成19年度までの間、大津市発注の公共調達において談合事件がないため（合併前の旧志賀町分は除く）、談合を容易にしたり助長したりすることを判断できないと考えます。今後も継続して提出された積算内訳書の内容を検証することで、談合等の不正行為に対する判断材料とする必要があります。

このなかで、大津市は平均落札率にも言及し、落札価格の高止まりはなかったとしている。確かに平均的に見れば落札率の高止まりはないといえるが、一部であっても不自然な落札状況が発生しているのであれば、今一度予定価格を事前公表することの是非について検討されたい。

(講じた措置の内容)

建設工事の入札における予定価格の事前公表について、地方公共団体は可能とされていることから、本市では予定価格を事前に聞き出そうとする動きを防止するため、平成13年から事前公表を実施し、これまでの検証結果では事前公表による弊害は生じていません。

今回の指摘により、再度、予定価格における事前公表の是非について検討しましたが、落札率のみでもって入札が不適切であるとは言えないため、そのことを理由として事前公表の是非について判断できないと考えています。また、中核市でも事前公表の事例が多く、他都市においても予定価格を聞き出そうという不正行為が続いていることから、事前公表が妥当であると考えています。

今後も他都市の状況を注視しながら、入札事務の適正化に向けて努めていきます。

(総務部 契約検査課)